

瀬田すこやか相談所公用自動車賃貸借(リース)の入札に係る質問に対する回答

令和7年5月8日

入札参加予定者 各位

大津市長

標記入札に係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

	質問に関する 事項の記載箇所 (仕様書の項番等)	質問	回答
1	仕様書 1	万が一、7年間の使用距離が走行予定距離を超過した場合、超過走行料として別途費用請求することは可能でしょうか。	契約期間における動産の賃貸借にかかる契約となるため、走行距離に応じた別途費用の請求はできません。 仕様書の走行予定距離はあくまで目安として示しております。 ただし、契約書第7条第1項に定める保管等を逸脱する管理であった場合は除きます。
2	仕様書 2	万が一、納期に遅延が発生した場合、協議に応じていただけますでしょうか。	落札者の責によらない事由により納期に遅延が発生した場合、協議に応じます。
3	仕様書2, 3	契約開始日＝車両登録日となり、車両登録から納車まで装備品等取付のため、1週間前後いただくことは可能でしょうか。また、車両登録から納車まで代車対応は必要ですか。	可能です。ただし、極力速やかに納車をお願いいたします。 また、代車は必要ありません。
4	仕様書 5	オートロックキー対応車についてですが、車速感应式オートロック機能のことでしょうか。	電波式キーのことです。
5	仕様書 5	パワーウィンドウは前のみでよろしいですか。	全ての窓に対応お願いします。